

7

労働保険対象賃金の範囲

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず**労働の対償として支払うすべてのもの**で、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金	労働協約・就業規則等の定めがあるかないかを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない（※1）	死亡弔慰金	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	災害見舞金	
超過勤務手当	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	年功慰労金	
深夜手当等		勤続褒賞金	
扶養手当	労働者本人以外の者について支払う手当	退職金	
子供手当		出張旅費	実費弁償と考えられるもの
家族手当		宿泊費	
技能手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	赴任手当	
特殊作業手当		工具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
教育手当		寝具手当	
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当（※2）	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
住宅手当	家賃補助のために支払う手当		
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金など）
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		
社会保険適用 促進手当	短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの	住宅の貸与を受ける利益（福利厚生施設として認められるもの）	住宅貸与とされない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定（休業協定）等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの		

（※1）在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅－企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

（※2）就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。